動き出した和納小学校改築

和納小学校
学級数／13学級
児童数／428人

岩室小学校
学級数／13学級
児童数／353人

間瀬小学校
学級数／4学級
児童数／52人

次代を担う子供たちが心身ともに健康で、明るく人間性豊かに育つようにと、親はもちろん、だれもが願っていることですね。そのため、村では充実した教育環境のもとで、教育の機会が確保されるよう環境整備を積極的に進めています。しかし、正直なところ施設設備面では、村内の3小学校はともに古い木造校舎で傷みも激しく、この早期整備が長年の課題でした。そこで施設整備の第1弾として、和納小学校の改築がいよいよスタートしました。今号では、この和納小学校の改築にスポットをあて、その動向を少しお話ししましょう。

〝百年の大計〟和納小学校の改築が始動

次代を担う子供たちが、明るく楽しい学校環境の中で、勉強やスポーツ活動ができることは、親だけでなく村民のみなさんだれもが願っていることですね。

そのため、村では毎年、子供たちの教育環境の整備充実を最重点施策の一つとして積極的な対応をしているところですが、みなさんもご存じのとおり、村内にある和納小学校、岩室小学校、間瀬小学校の三校は、ともに古い木造校舎で傷みも激しく、他町村と比べて、学校施設整備が遅れていることは事実です。

とくに、児童数、学級数が近年増加している和納小学校は、昭和四年の建築ですから、人でいえば還暦（六十歳）を迎える年数で、長年の風雨で校舎には危険部分も多く、改築を求める声が強く出されていました。

もちろん、ほかの二校がそんな状態ではないのか、といえば否定はできません。現況からみると、かえって二校の方が上かもしれませんね。果たして、建築年数から比較すると、間瀬小学校が明治四十年の建築（八十一歳）と一番古く、続いて和納小学校の昭和四年（五十九歳）、岩室小学校の昭和二十四年（三十九歳）の順になっています。

これでみると、岩室小学校が一番新しい学校のわけですが、戦後すぐの建築物のため、使用木材などは粗悪なものが多かったうえ、なんといっても旧岩室中学校を統合岩室中学校の建設で転用したものですから、傷み具合いでは三小学校中で、いちばん悪いかもしれません。

和納小学校が改築の第一弾になった理由

ではなぜ、リード文でご紹介したように、和納小学校が先に改築する方針になったか、ということですが、第一の要件は、和納小学校が住宅団地の造成などで、児童数、学級数が増え、現在飽和状態に陥っているという緊急性の問題です。また将来的な見通しでも、いま村が取り組んでいる都市計画区域の認定などで、住宅団地群が出来る可能性が大きく、これらに対応するためでもあります。

第二の要件は、村の財政的問題からです。ありあまる？お金があれば、全校いっしょに……も可能でしょうが、限られた財源の中では、ひとつひとつ効果的なお金の使い方をしなければなりません。小学校の改築ともなると、建物などの施設面整備だけで最低十億円以上は必要だと見込まれています。このため、学区が割合整っている和納小学校が改築の第一弾として浮上してきました。

このように三小学校中、緊急的対応が最も大きいことや諸条件がそろっている点から、和納小学校の改築計画が具体化してきたわけです。

いちばんの焦点は建設位置の選定

そうなると、みなさんが一番問題視することは、新しい校舎が現在の場所にできるのか、それとも別の場所にできるのか、といった建設位置の問題ではないでしょうか。

受益者の多い施設は、ほとんどと言ってよいくらい、この位置問題が最大の関心事になります。適切な例えではないかもしれませんが、正直なところ、みなさんにとって迷惑!?な施設（ゴミ処理施設やし尿処理施設など）は遠くへ、公民館や地区集会施設といった利用しやすく、またメリット的にも大きい施設は近くに――というのが大方の意向だと思います。

その点では、学校もいい？部類の施設の方に入るのではないでしょうか。誘致するのに適当な場所があれば、子供たちのために近くにもってきたい、また周辺開発も含めた将来の展望も開ける、というのはしごく当たり前のことですよね。単一地区でも、「こっちがいい」「いや、あっちがいい」と議論百出なのですから、それより規模がグンと大きい和納地区ではなおのことだと思います。

しかし、ことは人間性豊かな子供たちの教育環境を整える最も基本的で大事な事業です。子供たちが明るく楽しい学校生活を送れるようなすばらしい環境を創出することが、村やみなさん一人ひとりの希望ですね。だから慎重に対応しなければなりません。

みなさんの総意を反映させる和納小学校建設審議会の設置

児童手当

2人目のお子さんからもらえます

児童手当とは、家庭生活の安定と次代を担う子供たちの健全な育成、資質の向上のために第二子から支給されている手当です。

■手当をもらえる人は…ことしの四月一日からは、小学校に入学前の子供を含む十七歳以下のお子さんを二人以上育てている人です。もちろん、自分のお子さんでなくても一定の生計関係がある人は手当がもらえます。該当するかたは、三月三十一日までに役場住民福祉課福祉係で手続きをしてください。

■もらえる手当の額は…児童手当は、二人めの子供には二千五百円、三人め以降の子供は一人につき月額五千円がもらえます。

■特別給付もあります…児童手当の所得要件に該当しないため児童手当がもらえない厚生年金などに加入している人や公務員のうち、収入が一定の額未満の人に事業主の負担で支給されるものです。

■児童手当や特別給付のことについて、おわかりにならないことや、お聞きになりたいかたは役場住民福祉課・福祉係（☎82―四一一一内線一一二）へ。

お確かめください土地・家屋の評価格

評価替えの今年は4月8日から縦覧がはじまります

毎年三月に行っていた固定資産課税台帳の縦覧は、地方税法の改正（三年に一回の評価替え）により、昭和六十三年度は一か月延びて四月八日から二十七日までです。この機会にあなたの評価格をお確かめください。

▽縦覧期間…四月八日㈮～二十七日㈬。午前八時半から午後五時（ただし、土曜日は正午まで、日曜日は休みます）までです。

▽縦覧場所…役場税務課

▽縦覧のできる人…❶資産の所有者 ❷代理人（所有者の委任状が必要です） ❸納税管理人

※土地や建物は、昨年中に異動（所有権移転や地目変更、新・増築など）があったものは増減して計算してあります。

記載内容に不服の場合は

ご覧になって不服のある人は、五月七日までに固定資産評価審査委員会（税務課内）に審査の申し出ができます。